

第6回 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日時	令和2年6月18日（木）午後7時～午後8時
場所	会議棟 第6会議室
出席者委員	岡田委員、田口委員、杉野委員、安田委員、外池委員、鈴木委員、池田委員、 奥田委員、境委員、中山委員、野口委員、水落委員、吉田委員
欠席委員	渡瀬委員
事務局	市民部長、地域振興課長、消費・共同参画係
会議の種別	公開
傍観者	0名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	諮問書（写） 第三次東大和市男女共同参画推進計画（骨子） 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書概要版
資料配布	（資料1）策定に向けたプロセスについて （資料2）令和2年度第八次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（予定） （資料3）第16回男女共同参画川柳募集ちらし
会長挨拶	
部長挨拶	
事務局からの配布資料の確認	

1 審議事項

（1）諮問について

会長：それでは、審議に移ります。（1）諮問について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、事前にお配りした諮問書の写しをご覧ください。諮問につきましては、令和2年5月28日開催予定であった審議会にて行う予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、審議会を本日に延期したことに伴い、令和2年5月22日付けで東大和市長より、「第3次東大和市男女共同参画推進計画の計画骨子及び計画素案について」及び「平成31年度東大和市男女共同参画推進計画年次報告書について」審議会に意見を求める旨の諮問が提出され、同日に事務局より会長へ諮問をお渡しさせていただいております。なお、委員の皆様には先日、郵送にて送付させていただいております。

事務局からの説明は以上です。

(2) 第三次東大和市男女共同参画推進計画について

会長：(2) 第三次東大和市男女共同参画推進計画について事務局から説明をお願いします。

事務所：それでは、資料1をご覧ください。第3次東大和市男女共同参画推進計画の骨子についてご説明をする前に「第3次東大和市男女共同参画推進計画」が市のどこに位置づけられているのかをお話したいと思います。

市では将来の東大和を展望したまちづくりを目標とした「基本構 想」があり、その基本構想の将来都市像を実現するため、分野別に施策体系化した「基本計画」が策定されております。この基本計画の第5章第1節に「人権尊重・男女共同参画社会の確立」という施策があり、この施策を推進するための実行計画として「男女共同参画推進計画」が位置付けられています。また、基本計画の施策が、現行の計画(第2次男女共同参画推進計画改訂版)のどこに記載され、今回、策定する第3次男女共同参画推進計画には現行の計画からどういった施策体系の変更があったのかを、後ほど、計画の施策体系のご説明をさせていただく中で、お話させていただきます。

次に、「第3次東大和市男女共同参画推進計画」の計画骨子の作成に至るまでの経過をご説明いたします。(資料 策定に向けたプロセス)、昨年10月に副市長を座長とする部長職で構成されております「東大和市男女共同参画推進計画策定本部」で今回、策定する「第3次東大和市男女共同参画推進計画」の策定方針を固め、その方針に従い、男女共同参画に関係する各計画や様々な統計を通じて、国や東京都の動向や現状を調査し、また、市の現状や課題については現行計画の進捗状況(平成30年度)や昨年12月に実施した市民意識調査を通じて、現状の洗い出しを行いました。その洗い出したものをカテゴリーごとにまとめ、男女共同参画に関係する課長及び副参事で構成されております「東大和市男女共同参画推進計画策定部会」の中で、整理を行うことで課題等を明確にいたしました。その見えてきた課題と国や市の条例の基本理念の実現を目指し、現行計画の施策の体系を見直しております。そして、第三次計画の施策の体系に変更を行い、計画の骨子(案)として「策定部会」でまとめ、令和2年4月9日に開催しました「東大和市男女共同参画推進計画策定本部」にお示しし、ご承認をいただき、本日の審議会を迎えているところでございます。

次に今回、事前に配布させていただいております「第三次東大和市 男女共同参画推進計画」の骨子の詳細についてご説明いたします(資料 計画骨子)。第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子をご用意いただき目次のページをご覧ください。本骨子については「第1章から第3章」までが骨子となっており、今後、審議会の皆様、及び策定部会の意見を参考にして具体的な取組の方向性である「第4章 計画の内容」を加え、計画の素案を作成する予定でありますので審議会の皆様におかれましてはご承知おきいただければと思います。骨子の説明は、第2章については、今回、計画の策定支援をお願いしております「㈱ジャパンインターナショナル総合研究所」の新橋様からご説明いただき、それ以外は引き続きご説明させていただきます。

第1章については簡単にご説明いたします。まず、2ページから4ページの計画策定の

背景については、国際的な動向や国や東京都の今後の方針が示されており、国、東京都共に「女性活躍の推進」を重点課題として位置付けており、本計画の策定目的にもなっております。計画の策定目的でございますが、現行の計画の成果と課題を踏まえ、国が定めた「女性活躍推進法」に求められる取組みや新たな課題にも対応していくために、市の条例の6つの基本理念を基本とし、総合的かつ計画的に施策を推進する目的で計画を策定いたします。次に6ページの「計画の性格」ですが、DV防止法の市町村推進計画を含む現行計画の性格（市が行う施策の基本的方向を明らかにしたもの）に、新たに国の女性活躍推進法で求められている市町村推進計画としての位置付けることとして、本計画といたしております。計画期間については現行の計画期間同様、10年とし、社会情勢や計画の進捗状況に応じて5年後に見直し行ってまいります。以上が簡単ではございますが第1章の説明とさせていただきます。

次に第2章については、先ほどお話したとおり、計画の策定支援を お願いしております「㈱ジャパンインターナショナル総合研究所」よりご説明いただきますので、よろしく申し上げます。

（委託業者説明）

ありがとうございました。

それでは引き続き第3章についてご説明いたします。先ほどご説明いただいたとおり、まとめた課題と市の条例の基本理念を基に施策の体系を作成するため、現行の施策体系を見直し、新たに施策体系を組みなおしました。新たな施策体系については、資料1の3ページ（計画の体系の変更）で詳細をご説明します。資料1の3ページをご覧ください。

計画の施策体系については、先ほど、計画の位置づけでお話させていただきましたとおり、市の第四次基本計画の第5章の第1節「人権尊重・男女共同参画社会の確立」の中で謳われており、基本計画の項目2の「互いの人権尊重」から5の「「仕事と生活の調和」の推進」までを現行計画の目標1から4に定め、施策の体系としておりました。そして、今回、まとめた課題と基本理念を基に、3つの大きな項目をつくり、新しい施策体系を作成いたしました。一つ目の項目は「国の女性活躍推進法で求められている市町村推進計画」として位置付ける項目とし、二つ目の項目としては、現行計画の目標2に位置付けた「配偶者等からの暴力防止計画」に、国が示す新たな課題を加え、「人権を尊重できる環境づくり」の項目といたしました。3つ目の項目は、男女共同参画における意識づくりや教育に関わる内容にし、計画の根幹を担うものとして「計画の推進」の項目としております。

現行の計画の施策体系の項目から新しい施策体系への移行について全ての項目をお話すると長くなってしまいますので、ここでは目標ごとに抜粋してご説明させていただきます。なお、現行計画の項目の後ろについておりますカッコ内の数字については、新しい施策体系の項目番号となっておりますので、現行計画の項目が新しい計画のどこの項目に移行したのかご確認いただけたと思います。

まず、現行計画の目標1の課題1「市政への男女共同参画の推進」の項目の取組み

の内容を精査し、「会議等の男女比率の改善」等の取組みを新しい施策体系の項目1-3「意思決定の場への参画促進」に移行し、「女性の管理職の登用促進」等の取組みを項目3-3「庁内における男女共同参画の推進」に移行いたしました。また、目標2の課題2については「配偶者等からの暴力防止計画」の位置づけを含んでいるため、新しい施策体系においても項目2-1へ移行し、目標2の課第1については項目2-3へ移行した。また、項目2-2については、国が取り組む性的少数者へ支援として「LGBT等に対する理解促進」の項目を新規の項目として追加いたしました。現行計画の目標3についてはワーク・ライフ・バランスを実現する支援等取組みについては、新しい施策体系の項目1へ移行し、ワーク・ライフ・バランスにおける啓発活動や情報発信については、新しい施策体系の項目3-1の意識づくりの項目へ移行いたしました。目標4については、推進体制の整備及び充実の項目となっているため、新しい施策体系の項目3の計画の推進に関わる項目へ移行いたしました。

このように現行計画の項目については、新しい施策体系に全て移行しておりますのでご確認ください。

再度になりますが、今後、この施策体系を基に取組みの方向性を加え、計画の素案としていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に資料2「令和2年度第八次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（予定）」をご覧ください。今年度は「第三次推進計画」及び「平成31年度年次報告書」についてご審議いただくため、昨年度より開催予定回数が増えております。第三次推進計画につきましては、7月上旬に予定している策定部会を経た「取組の方向性」について、次回7月16日に開催予定の審議会にてご審議いただく予定です。その審議結果を7月下旬に開催予定の策定部会に報告する形でやり取りを行ないながら、計画の素案にまとめていきたいと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、今後のスケジュールに変更が生じる可能性もありますので、ご承知おきください。

説明は、以上となります。

会長：ありがとうございました。これまでの説明について委員の皆様でご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

委員：今度の女性活躍推進法というのが目新しくなっているが、推進法の中身を委員の皆さんに資料として出してもらった方が、より理解が深まると思う。ただ法律が成立したことだけではなく、書類として出してもらった方が良いと思う。

事務局：次回までに用意する。

委員：今回新型コロナウイルスが発生して、スケジュールだけではなく、世の中の物事の考え方や男女参画に対する影響が少なからずあると思うが、策定に向けて実施したアンケート等には含まれているのか。

事務局：今現在では、骨子については去年から準備しているので、新型コロナウイルスによる影響については計画骨子に入っていない。今後、取組の方向性等で皆さんのご意見を頂きな

がら取り込んでいくことも考えられると思う。

事務局：補足になるが、アンケート調査時点も新型コロナウイルスが蔓延する前であるので、そういう形でのとりまとめはできていない。働き方も電車通勤からテレワークに変わるなど、そのような要素はあるが、今の段階では反映されていない。新しい生活様式として定着してくれば、そのようなことを見越した計画にする必要はあると思う。

会長：ありがとうございます。他にご質問等無いようなので、次にいきたいと思います。

2 連絡事項

- (1) 10月9日（金曜日）締切り 第16回男女共同参画川柳募集について
6月23日（火曜日）～6月29日（月曜日）
「男女共同参画週間」パネル展の実施について
8月27日（木曜日）～9月26日（土曜日）
令和2年度「男女共同参画フォーラム」
- (2) 次回審議会の開催予定について
令和2年7月16日（木曜日）午後7時～ 会議棟 第6会議室

会長：ありがとうございます。続きまして、3その他について、何かございますか。
特にないようでしたら以上をもちまして、本日の議題が全て終了いたしました。
これをもちまして、第6回第八次東大和市男女共同参画推進審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。

以上